ご安全にニュース

令和3年　冬号
編集．発行　㈱辻安全サービスセンター
創刊　1980年(昭和55年)年4回　春．夏．秋．冬

（会社）facebook.com/tsujianzen
（個人）facebook.com/taro.tsuji2
（ブログ）ameblo.jp/anzenya/
（ツイッター）twitter.com/tsujianzen

①	夕方、早めのライトオンで防衛運転 反則運転．反則金一覧表　　愛知県交通安全協会
②	危険度カイゼン提案活動　（ヒヤリハット活動のカイゼン．進化） 安全衛生委員会．安全衛生協議会の設立．運営の成果
③	安全共育．指導のフォーム　（日本人＆ベトナム人） 教える技術と覚える能力
④	安全研修の目的（P）．目標（T）．成果（R） 自由研削と石の取替と作業（法定研修）
⑤	健康経営とは・・・・　　名北労働基準協会 中小企業と健康経営
⑥	安全管理者に感謝状を贈ろう
⑦	弘心書　　健康住宅．健康職人

年末年始無災害運動



本田望結（ほんだみゆ）さんも安全職場を応援します！

ご安全に・タレント
申込 No.546　定価 352 円　B2 判



労働衛生のしおり
令和3年度
中央労働災害防止協会 編／B6 判／444 頁／一部 4 色刷、2 色刷
申込 No.508　定価 770 円
厚生労働省等による最近の労働衛生対策の展開を解説。巻頭トピックでは職場の健康管理等の最新動向を紹介。業務上疾病の発生状況などの統計データ、関係法令、主要行政通達など職場で役立つ資料も満載。



安全の指標　令和3年度
中央労働災害防止協会 編／B6 判／336 頁／一部 4 色刷、2 色刷
申込 No.509　定価 770 円
労働災害の現況、分野ごとの労働災害防止対策、災害事例、13次防の概要、主要な指針・通達等、災害統計などのほか、職場で役立つ資料を豊富に収録。巻頭カラーでは新型コロナウイルス感染症関連データや近年の主要産業の労働災害分析データを掲載。



令和４年
年間標語のぼり

4時から点灯の推進！

ライト・オン運動

夕暮れ時の前照灯早め点灯運動

薄暮時の事故防止に効果的です

早めのライト・オンで自分の存在を知らせましょう



歩行者は反射材を身につけましょう

2020年（令和2年）8月21日（金曜日）
中日新聞



運動のスローガンとマーク。手にするのはマークを作った水谷さん＝県警本部で

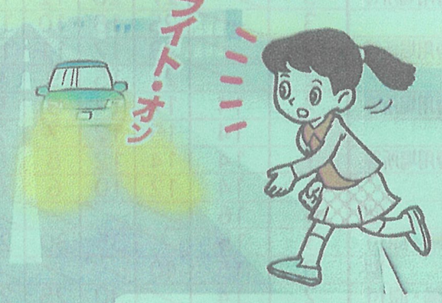
夕方5～7は「魔の時間」

防衛運転



気づかせることで危険回避の心をよびさます

ライト・オン



高齢者
視力や脚力が衰えがちな高齢者に無理な横断を思いとどまらせることができます。

他車
こちらの接近がはっきり分かるため、他の車の警戒心を高め、注意喚起につながります。

子供
放課後や帰宅途中の子供にとび出し注意をアピールすることができます。

自転車利用者
車の存在に早く気づいてもらうことで、無理な横断や不用意な進路変更をとどまらせます。



愛知県交通安全協会

雨天や視界不良時は昼間でも点灯し、安全運転に心がけましょう。

交通違反点と反則金一覧表

（平成29年3月改正）

※赤文字の部分は平成29年3月12日から施行

違反行為＼点数・反則金額			基礎点数	酒気帯び（呼気1リットルにアルコール0.25mg以上）	反則金額（単位：千円） 大型車	普通車	二輪車	原付車
運転殺人等			62					
運転傷害等	治療期間3カ月以上または後遺障害		55					
	治療期間30日以上3カ月未満		51					
	治療期間15日以上30日未満		48					
	治療期間15日未満または建造物損壊		45					
危険運転致死等			62					
危険運転傷害等	治療期間3カ月以上または後遺障害		55					
	治療期間30日以上3カ月未満		51					
	治療期間15日以上30日未満		48					
	治療期間15日未満		45					
酒酔い運転			35					
麻薬等運転			35					
救護義務違反			35					
無免許運転			25					
酒気帯び運転（呼気1リットルにアルコール）	0.25mg以上		25					
	0.15mg以上0.25mg未満		13					
過労運転等			25					
共同危険行為等禁止違反			25					
大型自動車等無資格運転			12	19				
仮免許運転違反			12	19				
無車検運行			6	16				
無保険運行			6	16				
速度超過	50km以上		12	19				
	一般道	30km以上50km未満	6	16				
		40km以上50km未満	6	16				
	高速道路	35km以上40km未満	3	15	40	35	30	20
		30km以上35km未満	3	15	30	25	20	15
	25km以上30km未満		3	15	25	18	15	12
	20km以上25km未満		2	14	20	15	12	10
	15km以上20km未満		1	14	15	12	9	7
15km未満			1	14	12	9	7	6
警察官現場指示違反			2	14				
警察官通行禁止制限違反			2	14				
信号無視	赤色等		2	14	12	9	7	6
	点滅		2	14	9	7	6	5
通行禁止違反			2	14	9	7	6	5
歩行者用道路徐行違反			2	14	9	7	6	5
通行区分違反			2	14	12	9	7	6
歩行者側方安全間隔不保持等			2	14	9	7	6	5
急ブレーキ禁止違反			2	14	9	7	6	5
法定横断等禁止違反			2	14	9	7	6	5
車間距離不保持	高速道路		2	14	12	9	7	6
	一般道		1	14	7	6	6	5
追越し違反			2	14	12	9	7	6
路面電車後方不停止			2	14	9	7	6	5
踏切不停止等			2	14	12	9	7	6
しゃ断踏切立入り			2	14	15	12	9	7
優先道路通行車妨害等			2	14	9	7	6	5
交差点安全進行義務違反			2	14	12	9	7	6
環状交差点通行車妨害等			2	14	9	7	6	5
環状交差点安全進行義務違反			2	14	12	9	7	6
※ 横断歩行者等妨害等			2	14	12	9	7	6
徐行場所違反			2	14	9	7	6	5
指定場所一時不停止等			2	14	9	7	6	5
放置駐車違反	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	3		27	20	12	12
		その他	3		25	18	10	10
	駐車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	2		23	17	11	11
		その他	2		21	15	9	9
駐停車違反	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	2	14	17	14	9	9
		その他	2	14	15	12	7	7
	駐車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	1	14	14	12	8	8
		その他	1	14	12	10	6	6
積載物重量制限超過	10割以上	大型	6	16				
		普通・二輪・原付	3	15		35	30	25
	5割以上10割未満	大型	3	15	40			
		普通・二輪・原付	2	14		30	25	20
	5割未満	大型	2	14	30			
		普通・二輪・原付	1	14		25	20	15
安全運転義務違反			2	14	12	9	7	6

違反行為＼点数・反則金額		基礎点数	酒気帯び（呼気1リットルにアルコール0.25mg以上）	反則金額（単位：千円） 大型車	普通車	二輪車	原付車
整備不良	制動装置等	2	14	12	9	7	6
	尾灯等	1	14	9	7	6	5
幼児等通行妨害		2	14	9	7	6	5
安全地帯徐行違反		2	14	9	7	6	5
携帯電話使用等	危険を生じさせた場合	2	14	12	9	7	6
※	保持使用	1	14	7	1.8	6	5
騒音運転等		2	14	7	6	6	5
消音器不備		2	14	7	6	6	5
大型自動二輪車等乗車方法違反		2	14			12	
免許条件違反		2	14	9	7	6	5
番号標表示義務違反		2	14				
保管場所法違反	道路使用	3					
	長時間駐車	2					
混雑緩和措置命令違反		1	14				
通行許可条件違反		1	14	6	4	4	3
通行帯違反		1	14	7	6	6	5
路線バス等優先通行帯違反		1	14	7	6	6	⑤
軌道敷内違反		1	14	6	4	4	3
道路外出右左折方法違反		1	14	6	4	4	3
道路外出右左折合図車妨害		1	14	7	6	6	5
指定横断等禁止違反		1	14	7	6	6	5
進路変更禁止違反		1	14	7	6	6	5
追い付かれた車両の義務違反		1	14	7	6	6	5
乗合自動車発進妨害		1	14	7	6	6	5
割込み等		1	14	7	6	6	5
交差点右左折方法違反		1	14	6	4	4	3
交差点右左折等合図車妨害		1	14	7	6	6	5
指定通行区分違反		1	14	7	6	6	5
環状交差点左折等方法違反		1	14	6	4	4	3
交差点優先車妨害		1	14	7	6	6	5
緊急車妨害等		1	14	7	6	6	5
交差点等進入禁止違反		1	14	7	6	6	5
無灯火		1	14	7	6	6	5
減光等義務違反		1	14	7	6	6	5
合図不履行		1	14	7	6	6	5
合図制限違反		1	14	7	6	6	5
警音器吹鳴義務違反		1	14	7	6	6	5
乗車積載方法違反		1	14	7	6	6	5
定員外乗車		1	14	7	6	6	5
積載物大きさ制限超過		1	14	9	7	6	5
積載方法制限超過		1	14	9	7	6	5
制限外許可条件違反		1	14	6	4	4	3
けん引違反		1	14	7	6	6	⑤
原付けん引違反		1	14				③
転落等防止措置義務違反		1	14	7	6	6	5
転落積載物等危険防止措置義務違反		1	14	7	6	6	5
安全不確認ドア開放等		1	14	7	6	6	5
停止措置義務違反		1	14	7	6	6	5
初心運転者等保護義務違反		1	14	7	6	6	⑤
座席ベルト装着義務違反		1	14				
幼児用補助装置使用義務違反		1	14				
乗車用ヘルメット着用義務違反		1	14				
初心運転者標識表示義務違反		1	14	6*	4		
聴覚障害者標識表示義務違反		1	14	6*	4		
仮免許練習標識表示義務違反		1	14	7	6		
泥はね運転				7	6	6	5
公安委員会遵守事項違反				7	6	6	5
運行記録計不備				6	4		
警音器使用制限違反				3	3	3	3
免許証不携帯				3	3	3	3
（高速道路関連違反）	高速自動車国道等指置命令違反	2	14				
	本線車道横断等禁止違反	2	14	12	9	7	⑥
	高速自動車国道等運転者遵守事項違反	2	14	12	9	7	⑥
	最低速度違反	1	14	7	6	6	⑤
	本線車道通行車妨害	1	14	7	6	6	⑤
	本線車道緊急車妨害	1	14	7	6	6	⑤
	本線車道出入方法違反	1	14	6	4	4	③
	けん引自動車本線車道通行帯違反	1	14	7	6		
	故障車両表示義務違反	1	14	7	6	6	⑤

（注1）「大型車」とは、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、トロリーバスおよび路面電車をいう。「普通車」とは、普通自動車をいう。
「二輪車」とは、大型自動二輪車および普通自動二輪車をいう。「原付車」とは、原動機付自転車および小型特殊自動車をいう。

（注2）「放置駐車違反」の反則金額の欄中、「大型車」には、重被けん引車を含む。（注3）反則金額「原付車」の○印は、「小型特殊自動車」のみ。□印は、「原動機付自転車」のみ。

（注4）反則金額「大型車」で＊印が付いているものは、「準中型自動車」のみ。（注5）「高速道路（高速自動車国道等）」とは、高速自動車国道および自動車専用道路をいう。

（注6）「最低速度違反」に対する違反点、反則金の適用は、高速自動車国道におけるものに限る。

（注7）後部座席の「座席ベルト装着義務違反」に対する違反点の適用は、高速道路におけるものに限る。

AAKK
http://www.1972-aakk.jp
September 2017 第51巻 第9号 通巻600号
平成29年8月20日印刷
平成29年9月1日発行
編集発行人●小栗 七生
発行所●一般財団法人愛知県安全運転管理協議会
〒466-8566 名古屋市昭和区円上町26番15号
TEL(052)883-2110 FAX(052)883-3100
愛知県警察本部交通部 協力
印刷・製本●ダイナパック株式会社
名古屋市中区錦三丁目14番15号

●転載する場合は、事前に発行所へ連絡してください。●内容についてのお問合せは発行所に連絡してください。

危険度　カイゼン　提案活動

※ 事故をへらす目標から　危険をへらす職場づくり

※ 危険源（ハザード）の認識（４Mカイゼン）

分類A　人間の不安全行動

分類B　作業場所の不安全状態

分類C　工具. 設備の不安全状態

分類D　管理. 仕組みの不備

※ リスク（災害）の予測（レベル１～５）

レベル⑤　死亡災害

レベル④　重傷災害　（休業４日以上）　（監督署１４日以内に報告）

レベル③　休業災害　（休業１～３日以上）　（監督署に報告の義務）

レベル②　不休災害　（病院治療. 休業ナシ）

レベル①　軽微災害　（社内治療.作業継続）

※ 安全活動の方法（チームプレー）

活動①　危険を見つける．気づく。

活動②　危険を知らせる．教える。

活動③　危険をへらす．カイゼンする。

みんなでつくる 安心. 安全. 信頼職場

One for All , All for One

T-90-①②　㈱辻安全サービスセンター

※ 危険源（ハザード）

危険度　カイゼン　提案書

年　月　日

提案者名（　　）　生年月日　年　月　日

勤続年数（　　）年（　　）月

危険状況

カイゼン提案

カイゼン結果の報告　年　月　日　報告者（　　）

貴重なカイゼン提案 ありがとうございました。カイゼン結果を報告いたします。

名　称	目　的
1. 親睦会 〇〇会 ※法律的には非公式名	人の和を大切にして　人間関係を保ち、 情報交換を行い、仕事の能率を上げる。
2. 安全衛生委員会（安衛法　用語） ※労働者50人以上の会社は　委員の選任。 署への届出。委員会の毎月1回以上の開催。 記録の保存が義務。（安衛法）	組織的に　定期的に継続的に開催する。 3原則の理念 1.　事故、災害　ゼロをめざす。 2.　全員参加で達成する。 3.　危険先取りの安全活動
3. 安全衛生協力会 協力会のルール。規約は親会社と 相談の上、決める。監督署への 届出義務不要。	協力会社が組織的に運営して 会長、役員を中心に自主的に安全活動の 年間計画、実行計画、評価、カイゼン活動 を行う。
4. 安全衛生協議会 協議会のルール。規約は協力会の 役員と相談の上、決める。 工事内容、規模により　作業現場内に協議会 を設置する。	現会社の社長又は　役員が中心となり 現会社指導の元、安全衛生計画の PDCAを推進する。 工事の元請が　中心となって進める。
5. 中央安全衛生委員会 ・本社の安全活動　P.D.C.Aを行う。 ・現地の安全活動を　応援する。 ・全社の安全管理・安全指導を行う。	支店・営業所・工場が他地域にある場合 現地安全衛生委員会と協同して 安全管理・安全指導を行う。
6. ブロック別・業種別の会 連合会・協同組合・工業会 物流部会・作業部会・匠の会 職長会・青年部・クラブ活動	安全衛生活動の目的、目標を共有する 集合体。　自主的方針、ルールに添って 組織的に安全活動、教育の計画を 立てて推進する。

（何をやるか！　より
なぜやるのか！　を理解する。
意味と価値が結果にでる）

「名」ばかり協力会をカイゼンして
経営と安全品質のレベルアップに役立つ
チーム行動を行う『価値組』

安全管理 ＝ 安全教育

安全衛生委員会　安全衛生協力会　安全衛生協議会

予　防　　**防　衛**　　**投　資**

災害を予防する ═══ 守る ═══ 成長・発展

- 働く人を守る　・会社を守る　・イメージアップと競争力
- 重大災害を防ぐ　・管理職を守る　・安心感、リーダーシップ
- ケガしない様に　・社員を守る　・成長する社員づくり
- 病気しない様に　・取引先を守る　・お客様に安心感を
- トラブル・事故が起きないように　・組織を守る　・協力会のレベルアップ（意識・知識・協力度）

みんなでつくろう　安心・安全・信頼職場
職場に人の和、無災害の輪　みんなでやろうほめ探し

安全協議会の設立・計画・運営の指導
社員研修・安全教育・安全大会の指導

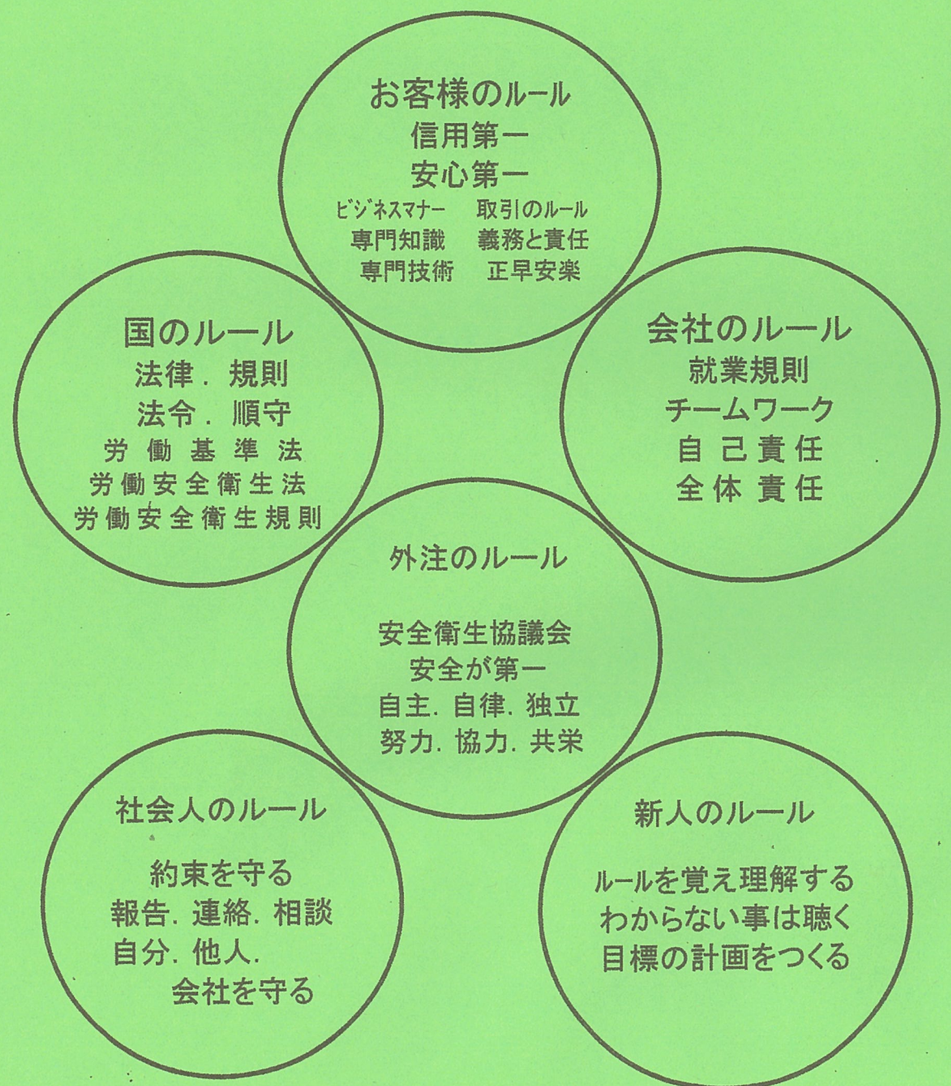
職長教育、交通災害予防研修、KYリーダー研修
法定特別教育、リスクアセスメント実習、メンタルトレーニング

㈱辻安全サービスセンター
代表取締役社長　辻　太朗
所長　辻　宏夫

〒490-1402
愛知県弥富市五斗山　2―8―1
TEL　0567―52―3755
FAX　0567―52―3757
E-mail：t-anzen@abelia.ocn.ne.jp

ご安全に

教える技術 と 覚える能力
意識 ＋ 知識 ＝ 気づき



現場のルール

T-121

（Mẫu Hướng Dẫn & Giáo Dục An Toàn）

安全共育．指導のフォーム（型）

（Kiến Thức＋Ý Thức＝Hành Động）

知識＋意識 ＝ 行動

語

ベトナム語

NO.① 危険を知る　事故．災害の情報
- 教える
- 知 る

Số. 1 Hiểu biết về nguy hiểm　Thông tin về tai nạn & Thảm hoạ
- Chỉ dạy
- Hiểu biết

NO.② 安全を知る　安全な作業方法
- 教える
- 知る．守る

Số. 2 Hiểu biết về an toàn　Phương pháp làm việc an toàn
- Chỉ dạy
- Hiểu biết & Tuân thủ

NO.③ 道具を知る　工具．機械の性能と危険
- 教える
- 知 る

Số. 3 Hiểu biết về dụng cụ tính năng và nguy hiểm của dụng cụ & máy móc
- Chỉ dạy
- Hiểu biết

NO.④ 法律を知る　日本の労働安全衛生法
- 教える
- 守 る

Số. 4 hiểu biết về pháp luật luật an toàn vệ sinh lao động Nhật Bản
- Chỉ dạy
- Tuân thủ

NO.⑤ 現場．現実を知る．確認する
- まず確認
- 自己責任

- Đầu tiên là kiểm tra
- Trách nhiệm bản thân

※Sức khoẻ là số 1.　An toàn là số 1.　An Toàn.

※ 健康が第一．　安全が第一．　ご安全に．

企画．制作
㈱辻安全サービスセンター

協力会社（敬称略）
中京プラントサービス㈱　十一屋工業㈱　㈱レオ・テクノ　T－MAX㈱
シブヤパイピング工業㈱　㈱テクア技研

コピー使用 可

T-620

安全特別教育のご案内

（安全衛生法特別教育）

安全教育研修の科目と時間



○ 半日（13:00 ～ 17:00）研修科目（修了証カード）

1 丸ノコ取扱作業者
2 刈払機取扱作業者
3 振動工具取扱作業者
4 有機溶剤取扱作業者
5 酸欠作業従事者
6 粉じん作業従事者
7 ハーネス．墜落制止器具（学科）
8 雇入時安全衛生教育
9 玉掛け（有資格者）再教育（学科）
10 小型移動式クレーン（有資格者）（学科）
11 フォークリフト（有資格者）再教育（学科）

○ 1日 ～ 2日（6H. 7H. 14H）研修科目

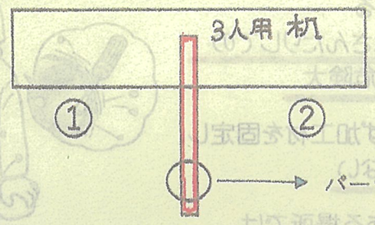
1 職長．安全衛生責任者教育
2 職長再教育
3 安全衛生責任者教育
4 自由研削と石作業者
5 足場組立・取扱作業者
6 石綿解体・取扱作業者
7 低圧電気取扱作業者
8 ハーネス．墜落制止器具（学科・実技）

○ 3密対策（定員の制限）

1回の講習につき、２０名以上５０名以内に定員とする
使用する会場ＭＡＸの５０％以内

○ 3密対策（体温測定，パーテーションの設置 等）

受付にて 名簿の本人確認，住所確認，体温記入，消毒，マスク着用
３人用机に両端２名着席、間にパーテーションを設ける（下図参照）



※パーテーションは㈱辻安全サービスセンターで用意します

○ 換気対策（４５分に１回換気）

講習中４５分に１回休憩、その都度 換気を行う

○ 講師はマスクとフェイスシールドを着用する

安全協議会の設立・計画・運営の指導
社員研修・安全教育・安全大会の指導

㈱辻安全サービスセンター
代表取締役社長　辻 [illegible]
所長　辻 [illegible]

〒490－1402
愛知県弥富市五斗山 2－8－1
TEL 0567－52－3755
FAX 0567－52－3757
E-mail t-anzen@abelia.oon.ne.jp

安全研修の目的．目標と成果（P.T.R）

目 的	目 標	成 果
① 自分を守る	① 資格をとる	① 資格は法律の許可証
② 他人を守る	②信頼をふやす	② 意識＋ 知識 ⇒ 行動に現れる
③ 会社を守る	③ 無事故を達成する	③ 健康が一番。信頼が一番。利益が一番。

安全かんりは 人間観理と組織管理の経営力

個人とチーム．組織のチームプレーの成果

安全衛生委員会		安全衛生協議会		親睦会（互助会）	
目的	みんなでつくる 安心.安全.信頼職場	目的	無災害を達成する	目的	絆.和を大切に育てる
目標	労災事故.交通事故ゼロの職場	目標	チームワークを上げる	目標	コミュニケーションを育てる
手段	全員参加で定期的に開催する	手段	定期的に報告.連絡.相談を行う	手段	ふれあいの機会を育てる

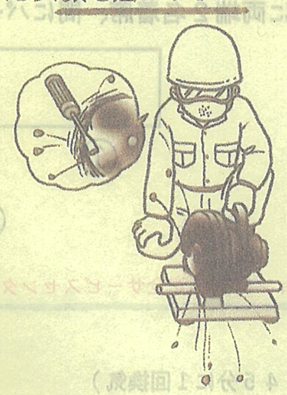
ご安全に　T-100　㈱辻安全サービスセンター

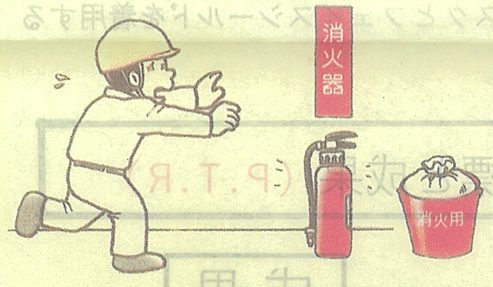
自由研削用といしの取付方法
試運転の方法に関する知識

B

(9) 作業厳守10項目 ◎ 法律は 労働者の安全と健康を守る為にある

1. **事業者と労働者の責務**
   労働基準法 （S. 22年）
   労働安全衛生法 （S. 47年） 第1条 ～ 第123条
   労働安全衛生規則 （S. 47年） 第1条 ～ 第678条
   罰則第119条. 120条
   ※ 事業主 懲役6ヶ月以下 50万以下の罰金
   ※ 労働者 50万以下の罰金
2. 作業前点検
   保護カバーはあるか、亀裂、破損はないか
3. 作業前試運転1分間以上行う
   異常音、ガタつきはないか不備を発見したら、職長に報告、その工具は使用しない
4. 研削・切断作業には防じんマスク、保護メガネを着用
5. といしは決められた使用面以外、使用厳禁
6. 切断作業は安定した姿勢で、身体をねじったり、顔を近づけない
7. 加工する材料は固定する
   片手で、支えたり、足ではさんだりしての作業はすべる、はずれる危険大
8. 高速カッター作業は必ず加工材を固定し、といしの正面には立たない
9. 危険物、爆発性ガスのある場所ではグラインダは使用禁止、スイッチの火花、高温研削粉が発火源となる
10. 用途外作業の禁止
    例1）ベビーサンダー（ディスクサンダー）にチップソーを取付け、使用
    例2）高速カッターの側面でバリ取りなど研磨する作業





(5) 銘板の見方

工具に付いている表示を確認すること
特に二重絶縁マークの確認!
このマークがついている場合、アースは不要です

回 ……二重絶縁マーク

このマークがない工具は、アースを必ず取る必要がある

型式（製品の呼称）

○○○グラインダ **EP-12**

PS E ○○○ S S
100V 560W 50-60Hz
回 ⚠警 告 ○○○○○○○
出力

・電流 5.9A
・回転数 10,000min⁻¹
・と石の寸法 100×6×1.5mm
NO ○○○

MADE IN JAPAN
株式会社○○○

二重絶縁マーク

(6) 取扱い上の注意 （3原則）

といしは全て割れる可能性のあるもの
注意深く取扱う

①ころがすな ②落とすな ③ぶつけるな

(6) 試運転

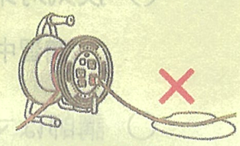
自由研削用グラインダの場合
研削といし取替え後の試運転は、つぎの要領で行うこと

- 指定保護具の完全着用をすること
- スイッチを入れる前に、作業位置に注意し、研削といしが破壊した場合に飛散する方向は避けること
- 変速切換スイッチ、手元スイッチの位置を確かめること
- 空転時間を**3分間**以上とすること
  （この間に振動または異常音に注意すること）

(7) 作業開始前確認内容

職長が常備してある作業手順書の内容を全員で確認し、
危険予知を行なう（作業手順書活用）
コンセントに差し込む前に作業前点検をする

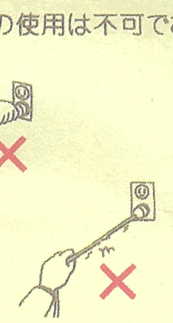
- 三芯コード（アース付き）の確認
  （回：二重絶縁マーク付きの場合は、二芯コード可）
- グラインダのスイッチは「切り」になっているか確認
- プラグやコードに破損はないか
- 作業場所は整理・整とんしてあるか（足元・手元・作業周り）
- 保護カバーの有無と亀裂や破損の有無を確認
- 適切な保護具を着用しているか（サンダー作業には防じんマスク・保護メガネ）
- 作業場所が高所の場合は、落下防止の養生とともに上下作業の打合せをする
- 作業前試運転（**1分間以上**）で異常音やガタツキの有無を確認
  （異常があれば職長に報告し、その工具の使用は不可である）



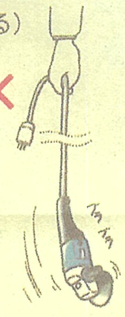
水たまりはさける



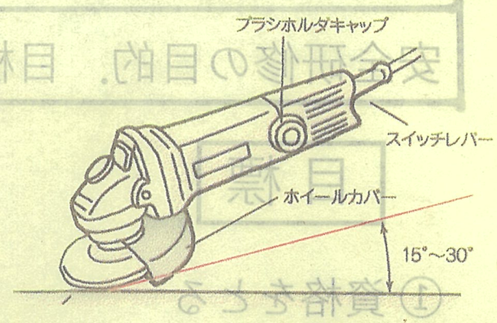
手元スイッチが「入り」になったままコードをつなぐと、サンダーは暴れる



無理な引き抜きはコードを傷める



工具のつりあげ、つり下げはしない



(1) といしの適合確認

自由研削といしの最高周速度は必ず守る!

研削工具といしには適切な組合せがある
といしの最高周速度は決められており、研削工具の側にも定格回転数と、使用できるといしの径が決められている

■周速度といし

最高周速度とは、といしの外周が回転するスピードのことです
研削といしが安全に使用できる最高限度の回転数は、取扱説明書に表示がある

毎秒○m（m/sec）の単位

自由研削と石 特別教育 修了証

管理番号

※この修了証は見本です

氏 名 ○○ ○○
生年月日 S 年 月 日

交付日 20 年 月 日

㈱○○○○ 安全衛生協力会

あなたは労働安全衛生法第59条、規則36条に基づく「研削と石の取替え又は試運転の業務」に関する特別教育の全課程を修了した事を証します。 ※この修了証は見本です

㈱○○○○ 安全衛生協力会
岐阜県○○市
TEL 000-000-0000

担当講師
CFTトレーナー 第800号
RSTトレーナー（大）第9939号
（株）辻安全サービスセンター 辻 宏夫

論説

従業員愛を掲げて

中小企業と「健康経営」

トップ自らが従業員の健康増進に向けて活動をけん引する「健康経営」に対する関心が高まっている。日本を代表する大企業のみならず、中堅・中小企業にも広がっているようだ。

全国健康保険協会（協会けんぽ）三重支部によれば、同支部が「健康推進事業所」として認定した企業数が4～8月の5カ月間で211社と17年度実績（58社）に比べ3倍以上のペースで増えている、という。

担当者によれば、認定企業総数300社のうち100社前後は従業員数10人未満の小規模事業所だ。確かに小さな事業所の場合、従業員一人一人の重みは大企業の比ではない。一人が長期休業になったら、残された同僚らが業務をカバーするのは至難の業。業務過多で休業の連鎖などということも起こり得る。従業員の健康管理・維持は企業の存続を左右するといっても過言ではないだろう。

しかし、多くの中小企業は日々の業務に埋没し、従業員の定期健診の受診率に対する関心も希薄だ。特に従業員数50人未満の企業における、1年に1回行う定期健診の結果を労働基準監督署に提出する義務がないという事情もある。

少子高齢化が加速するなか、人手不足が中小企業の重要な経営課題となっている。「30歳になっても職場で最年少です」「もう日本人の新卒採用は諦めた」―など、将来を悲観する声は少なくない。

知名度不足、技術力不足、賃金不足など大手との格差が広がるなか、中小企業で働く魅力づくりがますます必要になる。従業員一人一人の幸福、成長を願う愛情の深さ、愛情表現の豊かさ、愛情表現の伝達手法が鍵を握る。愛情が従業員満足、従業員満足が企業の成長へ。そして、中長期的には賃金格差是正につながる。中小企業の成長は、トップの従業員への愛情から。

多くのドライバーを抱える貨物自動車運送業の宝輪（鈴鹿市）は、従業員の健康診断受診率100％を達成している、という。健康保険委員が従業員一人一人のスケジュールを把握して受診を促している。従業員任せにしないところがみそだ。4月からは、従業員の誕生日に「健康意識手当」（5千円の商品券）を支給している。

従業員のからだをいたわるというトップの思いを伝える「愛情表現」といえる。

たぶん、人はだれでも社会に必要とされる人間になりたいと思っている。また、必要とされる人間として、大切にされたい、と思って

ほめる．認める．表彰している会社　㈱辻安全サービスセンター

※ 健康努力賞表彰　（1年間 無遅刻．無欠勤 1名 3,000円）
※ 無事故．無違反 表彰　（1年間 無事故．無違反 1名 3,000円）
※ 永年勤続表彰　（10年.20年.30年.40年.50年）

すすか？

る

②健康診断事後措置を協会けんぽ等に相談して実施している

3、ここころの健康づくり

①ここころの健康づくりの教育を実施している

②管理職に対するラインケア研修を実施している

4、職場環境づくり

①職場が禁煙になっている

②3Sなどの快適職場づくりに努めている

5、職場コミュニケーションの推進

①職場で職務に関する情報交換がなされている

②管理職による職場環境改善にかかわる情報交換がなされている

企業には安全配慮義務が求められ、従業員の命、健康に関する企業責任はかつてなく重いものとなっています。安全衛生管理に関する

一般社団法人 名北労働基準協会
http://www.meihokuroukikyo.or.jp/

質問にお答えします

問 我社は中小企業ですが〝一年の計は元旦にあり〟ということで、毎年社長が、安全衛生方針を表明し「安全衛生計画」を立てております。

最近『健康経営』という言葉をよく耳にするのですが、どういう経営のことを言うのでしょうか。また、安全衛生管理と関係があるのでしょうか。

答 『健康経営』というと、すでに用語については、特定非営利活動法人健康経営研究会」の登録商標となっています。同研究会のホームページの定義によると、「企業が従業員の健康保持・増進の取り組みが将来的に収益性などの向上をもたらす投資であると考え、経営的な視点で戦略的に実践すること」と定義されています。

近年、従業員を酷使し、使い捨てにして利益を上げようとする「ブラック企業」が話題になりましたが、それとは対照的な経営戦略として『健康経営』の考え方が注目され、広まってきています。

それは『健康経営』により、医療費の節減のみならず、安全衛生にかかわる職場の向上や組織の活性化、さらに優秀な人材の確保などを通じた企業価値の向上が期待されるからです。

企業の『健康経営』の取り組みを後押しする動

ページコピーや公開
（P1000.8 第1 写真無・法律無 開年1）　複製 譲渡 貸与 翻訳 ※
（年02.年04.年02.年05.年01）　複製 譲渡 貸与 翻訳 ※

ご安全に

感謝状

安全リーダーに感謝します
今年もいろいろな事がありました
辛かったこともうれしかったことも
不安な時もやり遂げた喜びの
時も 時の流れの中で生命(いのち)の証(あかし)と
なってゆきます
今日一日が無事で過せたことの感謝
明日も元気に働けることの喜び 安心
して働ける職場と仲間達 生命(いのち)を
守ってくれるリーダーがいることに私と
わたしの家族は あなたに 心から
感謝していますありがとう。

令和三年十二月一日

作業者一同

健康住宅

健康職人

弘心書

アルコール検知器義務化へ

千葉飲酒事故　白ナンバー事業者に

千葉県八街市で下校中の小学生五人が飲酒運転の大型トラックにはねられ死傷した事故を受け、警察庁が、自家用の「白ナンバー」の車を五台以上使う事業者に対し、アルコール検知器によるドライバーの飲酒検査を義務付ける方針を固めたことが、同庁への取材で分かった。必要な議論や手続きを経て道交法施行規則を改正する。

事故を起こした大型トラックは自社の業務のために荷物を運ぶ白ナンバーだった。道交法では、白ナンバーを五台以上か、定員十一人以上の車を一台以上使う事業者に対し、ドライバーを指導する安全運転管理者を置き飲酒や体調の確認を求めているが、検知器での検査は義務付けていない。

一方、依頼を受けて有償で荷物を運ぶ事業者は「緑ナンバー」で、貨物自動車運送事業法に基づき検知器による検査が義務化されている。警察庁は運転直前や終了時の検知器検査を道交法施行規則に明記し、白ナンバー事業者に対して緑ナンバーと同水準の規制を設け、飲酒運転対策を強化する方針だ。

警察庁によると、二〇二〇年三月末現在、安全運転管理者を選任して警察に届け出ている白ナンバー事業者は約二十三万八千あり、その管理下にあるドライバーは約七百六十九万人に上る。

八街市の事故は今年六月二十八日発生。大型トラックが小学生の列に突っ込み、男児二人が死亡、女児一人が重体、男児二人が重傷を負った。千葉地検は七月、飲酒の影響で事故直前に居眠り状態に陥ったとして、自動車運転処罰法違反（危険運転致死傷）罪で運転手の梅沢洋被告(60)を起訴した。

緊急安全対策を政府がまとめる

政府は四日、首相官邸で交通安全に関する関係閣僚会議を開き、千葉県八街市で下校中の小学生五人が飲酒運転の大型トラックにはねられ死傷した事故を受けた緊急対策を取りまとめた。通学路の安全確保と飲酒運転根絶に向けた取り組みが柱。十月末をめどに通学路の対策案を作成し、歩道の拡充やガードレールの整備などを進める。

菅義偉首相は会議で「速度規制や登下校時間に限った車両通行止めなどのソフト面とガードレールなどの整備によるハード面を組み合わせた効果的な対策を作成し、速やかに実施する」と述べた。

また飲酒運転根絶に向け安全運転管理者を置くよう改めて徹底するとした。

八街児童死傷 量刑焦点

あす初公判 危険運転認める意向

千葉県八街市で6月、下校中の児童5人が飲酒運転のトラックにはねられ死傷した事故で、自動車運転死傷行為処罰法違反（危険運転致死傷）で起訴された同市、運転手梅沢洋被告(60)の公判が6日、千葉地裁で始まる。幼い2人の命が失われた重大性や、事故前に車内で飲酒していた悪質性などを踏まえ、量刑判断が最大の焦点となる。

起訴状では、梅沢被告は6月28日、千葉市内の京葉道路幕張パーキングエリアに止めた車内で飲酒。約30分後、八街市内の市道を時速約56キロで走行中、酒の影響で居眠り状態となり、左側の電柱に衝突した後、児童の列に正面から突っ込み2人を死亡させ、3人に大けがを負わせたとしている。



▲児童5人が死傷した現場。外側線やガードレールが設置された（9月27日、八街市で）



梅沢洋被告

関係者によると、梅沢被告は弁護人らに対し、罪状について争わない意思を示している。弁護側は起訴事実を認めた上で、情状酌量を求めるとみられる。

検察側は自動車運転死傷行為処罰法3条を適用し、悪質性を踏まえた厳罰を求める見通しだ。法定刑の上限は懲役15年。アルコールなどの影響で「正常な運転に支障が生じるおそれがある」と、本人が認識して運転していた場合に適用される。法定刑の上限が懲役20年の同法2条は「正常な運転が困難」との認識だったと立証する必要があるが、3条は酒気帯び運転にあたる程度のアルコール量でも適用できるとされる。

逮捕後、梅沢被告の呼気からは、酒気帯び運転の基準値（呼気1リットルあたり0・15ミリグラム）をわずかに超える数値のアルコールが検出された。酒を買ったコンビニ店での記録や車内で見つかった空き容器、複数の防犯カメラの映像も押収されている。検察側はこうした証拠を基に、被告の当時の認識を立証するとみられる。

捜査関係者によると、梅沢被告は事故以前にも複数回、運搬業務の合間にコンビニ店などで酒を購入する姿が確認されている。公判では、常習的な飲酒運転があったと検察側が言及する可能性もある。

元東京高裁部総括判事で、刑事事件の量刑に詳しい原田国男弁護士は、「子どもが2人亡くなったという結果はとても重い。常習的に飲酒運転していた事実も明らかになれば、厳しい量刑は免れないだろう」と指摘している。

自動車運転死傷行為処罰法の条文の違い

罪名		適用条件	法定刑の上限
危険運転致死傷罪	2条	運転者が飲酒や薬物の影響などで「正常な運転が困難な状態」と認識	懲役20年
	3条	運転者が飲酒や薬物の影響などで「正常な運転に支障が生じるおそれがある状態」と認識	懲役15年
過失運転致死傷罪		運転上必要な注意を怠る	懲役7年

令和３年９月
警　察　庁

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、安全運転管理者（道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の３第１項において、一定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに選任することが自動車の使用者に義務付けられています。）の業務として、

① ○　運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。以下同じ。）を用いて確認を行うこと
② ○　上記の確認の内容を記録し、当該記録を１年間保存すること
③ ○　アルコール検知器を常時有効に保持すること

を新たに定めること等を内容とする道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案等について検討しています。

その内容は別紙１及び別紙２のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・電子政府の総合窓口　e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・電子メール （koutsukikakuka2@npa.go.jp） ※　電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください
	郵　　送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関２－１－２ 警察庁交通局交通企画課法令係 パブリックコメント担当
	ＦＡＸ	03-3581-9337 ※　１枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	令和３年９月３日（金）から 令和３年10月２日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おきください。

１　電話による御意見は受け付けておりません。
２　頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
３　意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
４　頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。
５　別紙１及び別紙２のいずれの改正内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字等、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。
例：「別紙１の３(1)についての意見…。」